

選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられます

平成 27 年 7 月

公職選挙法の改正により、2016 年 6 月 19 日以降に行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられることとなりました。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_001260.html

1. これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は、2016 年 6 月 19 日において満 18 歳以上(1998 年 6 月 20 日以前の出生)で、所定の要件を満たす方であれば、2015 年 6 月 19 日(改正法公布日)以降、受付が可能となりました。
2. 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておく必要があります。年齢満 18 歳以上(2016 年 6 月 19 日現在で満 18 歳となる方も含む)で、在外選挙人証をお持ちでない方は、当館でお手続願います。

外務省ホームページ:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html